

パブリックリソースセンター「企業の社会性に関する調査」にみる CSRの最近の動向レポート

本レポートは、CSRに関する過去1年間の主要トピックスを取り上げ、パブリックリソースセンターが毎年実施している「企業の社会性に関する調査」にみる企業の実態についてまとめたものである。

1. コーポレート・ガバナンスの向上

「企業統治研究会報告」

経済産業省が、2008年12月に、コーポレート・ガバナンス向上に向け、特に社外役員を導入に関する検討を行う目的で「企業統治研究会」（座長：東京大学大学院神田秀樹教授）を設置し、2009年6月に、その報告書が取りまとめられた。今後は、この報告書の結論にしたがい、東京証券取引所等で枠組みを定めるとされている。

それによれば、「一般株主保護のため、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立の役員（取締役又は監査役）が存在することを前提とすること」、その上で、今回一律に社外取締役の導入を求めることはしないが、社外役員の独立性を明確にし、「次のいずれかの対応を選択することを上場企業に求める」としている。

- 社外取締役を設置し、その役割、機能等について開示する。
- 上記を選択しない場合、当該企業独自の方法で、企業統治体制を整備、実行することについて開示する。

今後の方向として、独立性を有した社外取締役の導入が促進されるであろうこと、また、導入の可否にかかわらず、一般株主保護の観点から、ガバナンス体制について整備し、その内容を情報開示することがいっそう必要となることが想定される。

パブリックリソースセンターの調査結果にみる傾向

パブリックリソースセンターの調査から見た「社外取締役等」については以下の通りである。

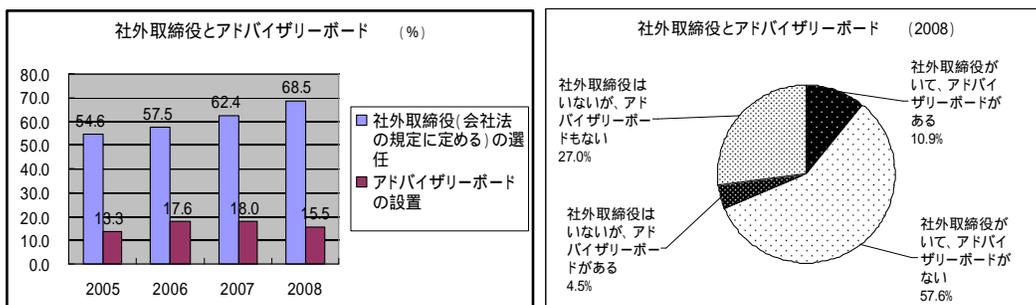
- ・ 社外取締役の選任は、回を追って着実に増加し、2008年調査では回答企業の70%近くになっている（図1-1）。
- ・ 一方、社外の有識者・専門家などの客観的な意見を取り入れることにより、妥当性の高い経営判断につなげていくことを目的とした会議体である「アドバイザリーボード」の

設置は伸び悩み、10%台に止まっている（図 1-1）。

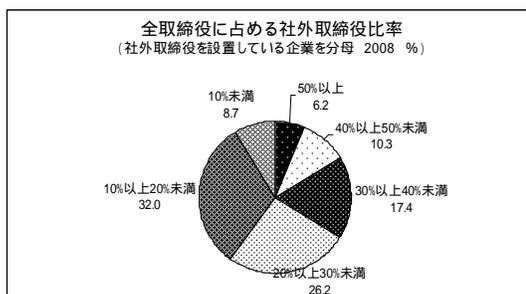
- ・ 社外取締役を置く代わりにアドバイザリーボードを置く企業は少なく（いずれかを置いている企業の 4.5%）、社外取締役を置く企業が、外部的視点からの助言機能を強化するためにアドバイザリーボードも設けているケースのほうが多い（同 10.9%）（図 1-2）。
- ・ 社外取締役を置く企業の中で、社外取締役の占める割合が 20%未満の企業は 41%、これを 30%未満の企業に広げると 67%であり、社外取締役が 50%以上の企業はわずか 6%である（図 1-3）。また、社外取締役を 1 名しか置いていない企業が 27%ある。

（図 1-1）

（図 1-2）



（図 1-3）



2. サプライチェーンも含めたCSRの推進

CSR調達

CSRの展開を調達先にも求める「CSR調達」が国際的に大きな流れとなってきた。主要なSRI評価機関においても、CSR調達に関する項目のウェイトが高まっている（たとえば、FTSE4Goodは、2004年と2005年にサプライチェーンの労働基準を企業選別の基準に加えた。パブリックリソースセンターでも、2006年からCSR調達に関する調査を強化した。）

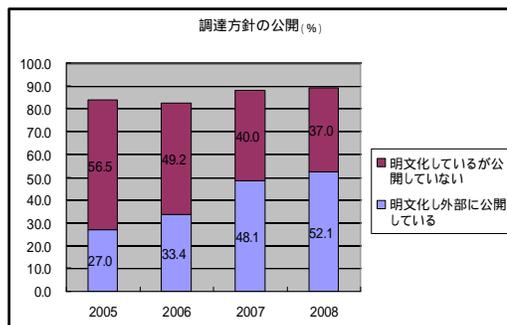
こうした動きに合わせ、日本でもCSRレポートでCSR調達に言及する企業が増えてきている。しかし、グリーン調達をはじめとする環境面での調達先への要請や取り組みは広がってきているが、労働面となると、まだ一部にとどまっているのが現状である。

パブリックリソースセンターの調査結果にみる傾向

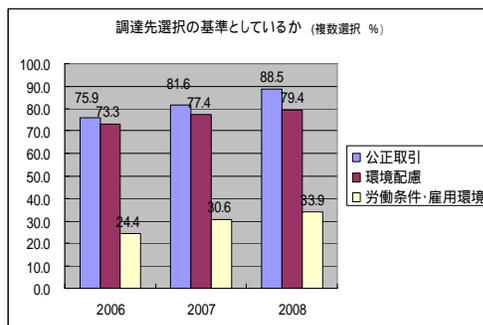
パブリックリソースセンターの調査から見た「CSR調達」については以下の通りである。

- ・ 調達に関する情報開示は進んできたが、他の項目に比して遅れている。調達方針を外部に公開している企業は、52.1%(2008年)であるが(図2-1)、CSR方針の公開(84.2%)、CS方針の公開(55.5%)、雇用に関する理念の公開(72.7%)などに比べると低い。
- ・ 調達先の選択基準として、公正取引、環境、労働条件を取り入れている企業は増加している(図2-2)。しかし、調達先に対し取り組みの要請に止まり、調達先からの報告や現場視察による実態の確認を行っているのはまだ少数である。公正取引については「要請」84.9%、「実態の確認」30.6%であり、環境については、「要請」73.9%、「実態の確認」53.9%である。また、調達先の労働条件については選択基準にしている企業自体が少なく、「要請」32.1%、「実態の確認」18.5%にとどまっている(図2-3)。
- ・ 途上国に拠点のある企業では、児童労働について、自社の従業員の就業年齢の確認は94.6%とほとんど全ての企業で行われているが、下請け・納入業者の従業員については確認している比率が48.3%と半数を下回っている(「雇用」分野での結果)(図2-4)。
- ・ グリーン調達は導入企業が年々増加し、2008年には全産業で66.7%であった(図2-5)。なおかつ、個々の企業の調達比率の上昇も着実に進んでおり、調達比率が100%の企業の増加が顕著である(「環境」分野での結果)。

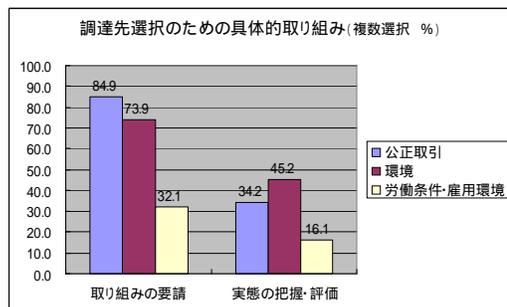
(図 2-1)



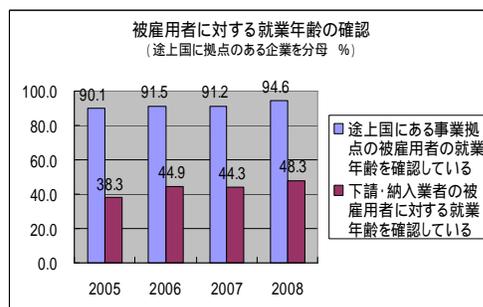
(図 2-2)



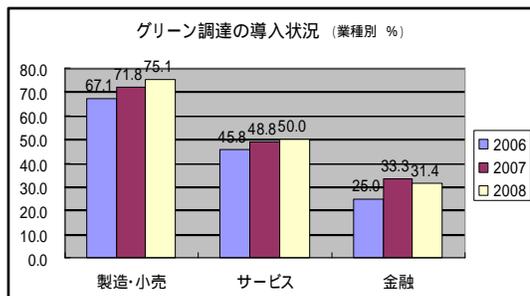
(図 2-3)



(図 2-4)



(図 2-5)



3. 男女平等に向けての取り組み

国連女性差別撤廃委員会最終見解

1985年に制定された雇用機会均等法は、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図る」ことを目的としたが、実態の改善がなかなか進まないという現実がある。厚生労働省が、コース別人事制度を導入している企業に対し、実質的な男女別の雇用管理にならないよう指針を出しているが、十分な効果を発揮していない。「非正規雇用」の増大により、男女の賃金格差はむしろ拡大しているという調査結果もある。

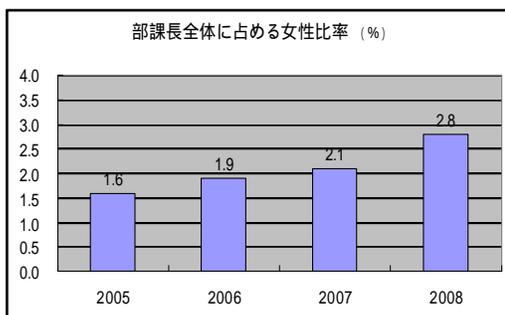
2009年8月、国連女性差別撤廃委員会が日本に向けて「最終見解」を出した。日本が女性差別解消について積極的ではないこと、実態の改善が進んでいない項目が多いことを指摘し、政府に対し「女性差別撤廃条約」の完全な実施を進めるよう強く求めている。雇用面では、男女平等の実現について、2年の間に「暫定的特別措置の実施」により結果を出し、報告することを求めている。

パブリックリソースセンターの調査結果にみる傾向

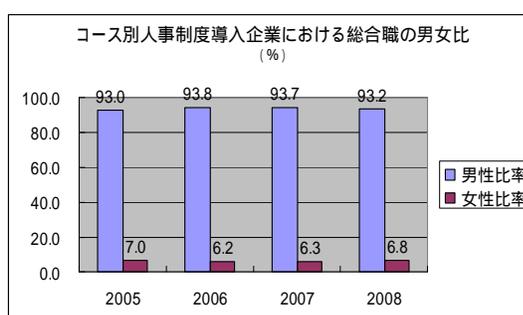
パブリックリソースセンターの調査から見た「男女平等」については以下の通りである。

- ・ 女性の役職化は徐々に進んでいる。2008年調査では、従来以上に女性の役職者が増加し、課長以上の役職者に占める女性の割合は2.8%と、2007年調査の2.1%を大きく上回った。とはいえ、男性が97.2%と圧倒的であることに変わりはない(図3-1)。
- ・ 一方で、コース別人事制度を採用している企業は2008年に49.4%であり、2005年以降50%程度で推移しており、減少していない。総合職に占める女性の割合は6.8%(2008年)と極めて低く、男女比に改善の傾向は見られない。採用面で、改善の意志も見られるものの、退職が多いために男女比の改善につながっていないことが推測される(図3-2)。

(図 3-1)



(図 3-2)



4. 社会貢献

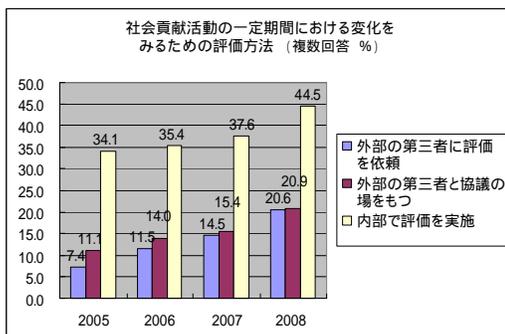
厳しい経済環境の下で、企業の社会貢献活動はどうあるべきかが改めて問われている。単に縮小してしまうということではなく、自社の強みを活かし、企業価値の向上を目指し「戦略的」に行うことが求められているといえよう。一般消費者が、企業の社会貢献活動を評価する割合は 80%を超えており、また品質と価格が同じ商品であれば社会貢献度の高い企業の商品を選択したことがある割合も 35%に達しているという調査結果がある（NTT レゾナント・三菱総研 2004 年）。こうしたことから、社会貢献活動を第三者であるステークホルダーに評価を依頼したり、協議の場を持つという動きが出てきている。

パブリックリソースセンターの調査結果にみる傾向

パブリックリソースセンターの調査から見た「社会貢献活動に関する評価」については以下の通りである。

- ・ 社会貢献活動について、一定期間における変化・改善をみるために、第三者に評価を依頼している企業は、2008 年で 20.6%、第三者と協議の場を持っている企業は 20.9%であり、いずれも大幅に上昇している(図 4-1)。

(図 4-1)



5. 環境パフォーマンスと生物多様性

政権交代により、日本が「温室効果ガス排出量を 2020 年までに 1990 年比 25%削減する」という目標が現実のものとなった。現状は、2007 年度は 2006 年度より 2.4%増加し、京都議定書で約束した 1990 年比 - 6%に対しては、逆に 9.0%も増加している。産業界がこれにどう応えるのかが問われている。

温室効果ガス排出量削減に向けて、再生可能エネルギーの利用促進は大きな課題となっている。EU は 2010 年には、再生可能エネルギー比率を 21%にするという目標を持ち、それに向けて成果を積み重ねているが、日本では 2010 年にはわずか 1.35%という目標でしかない。政府が 2009 年 6 月に決定した「経済財政改革の基本方針 2009」の中で、「2020 年頃に世界最高水準の 20%程度へ」という目標を明らかにしたが、これに対しては、「独自の計算方法で数字を大きくみせようとして」おり、「せいぜい 5%程度となるはず」(特定非営利活動法人気候ネットワーク)といった厳しい批判が出されている。

1年後の 2010 年 10 月に名古屋で「生物多様性条約第 10 回締約国会議 (COP10)」が開催される。日本の取り組みは遅れているといわれているが、会議主催国としての役割が期待されており、この問題に対する企業の取り組みは大きな課題である。

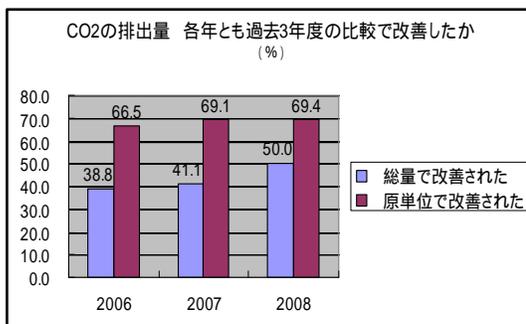
パブリックリソースセンターの調査結果にみる傾向

パブリックリソースセンターの調査から見た「温室効果ガス」「再生可能エネルギー」「生物多様性」については以下の通りである。

- ・ 過去 3 回の調査では、原単位・総量とも、徐々にではあるが「改善」の割合が増加している (図 5-1)。
- ・ 2008 年調査では、CO2 排出量 (2004 年度と 2007 年度の比較) は、原単位では約 7 割の企業が「改善」しているが、総量では 5 割の企業しか「改善」していない (図 5-1)。
- ・ しかし、業種別で見ると、電力や運輸といった排出量のウェイトが高い企業の中に、改善していない企業が多く、日本の総排出量の増加に影響を与えていることがわかる。
- ・ 再生可能エネルギーを活用している企業は、2005 年の 34.0%から 2008 年の 65.3%へ、年々増加を続けている (図 5-2)。しかし、全エネルギーに占める再生可能エネルギーの割合は、まだ 1%以下に止まる企業が、利用しているとする企業の 7 割を超えている。
- ・ 「生物多様性への影響の把握」については、行動指針などの方針を策定している企業は

20%を超えているが、影響を総合的に把握するための計測システムを構築している企業は10%に満たず低迷している(図 5-3)。

(図 5-1)



(図 5-2)



(図 5-3)

